

# 国立大学法人筑波大学職員災害補償規程

〔平成16年 5月27日〕  
法人規程第18号

改正 平成17年法人規程第28号

平成17年法人規程第55号

平成18年法人規程第12号

平成19年法人規程第22号

## 国立大学法人筑波大学職員災害補償規程

### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則(平成17年法人規則第7号)第90条及び第91条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則(平成17年法人規則第12号)第89条及び第90条、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則(平成17年法人規則第17号)第86条及び第87条、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第10号)第54条及び第55条、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第15号)第57条及び第58条並びに国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第20号)第57条及び第58条の規定により、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)に勤務する職員が業務上の事由又は通勤途上において負傷、疾病、障害又は死亡(以下「業務上等の災害」という。)を被ったとき、労働基準法(昭和22年法律第49号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき行われる補償又は保険給付に加え、法人が行う補償(以下「法定外補償」という。)について定めるものとする。

### (業務上等の災害による補償)

第2条 法定外補償は、職員が業務上等の災害を被り、かつ、労災保険法第12条の8に規定する障害補償給付又は遺族補償給付、同法第21条に規定する障害給付又は遺族給付が認定されたとき、法人が当該職員又はその遺族に対し、次条第1項各号に定めるものを行う。

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する法定外補償の保険の約款において保険金を支払わない場合に該当するときは、法定外補償を行わない。

### (補償の種類)

第3条 法定外補償の種類は、次のとおりとする。

(1) 障害補償

(2) 遺族補償

2 障害補償は、職員が労災保険法に基づく障害補償給付又は障害給付が認定された場合に、当該障害等級に対応して別表第1に定める額(以下「障害補償額」という。)を当該職員に支給す

る。

- 3 遺族補償は、労災保険法に基づく遺族補償給付又は遺族給付が認定された場合に、職員の遺族に対し別表第2に定める額（以下「遺族補償額」という。）を支給する。ただし、前項の障害補償額の支給後に、当該職員が死亡した場合は、遺族補償額から既に給付を行った障害補償額を控除した額を支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 第2条に規定する遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付又は遺族給付を最初に受給する者とする。

- 2 遺族補償額の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、遺族補償額はその人数によって等分して支給するものとする。

（法定外補償保険）

第5条 法人は、職員を被保険者とする法定外補償の保険（以下「法定外補償保険」という。）に加入するものとする。

- 2 法定外補償保険の保険金の受取人は法人とし、法人はその全額を障害補償額又は遺族補償額として支払うものとする。

（雑則）

第6条 この法人規程に定めるもののほか、法定外補償に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人規程28号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.9.29法人規程55号）

- 1 この法人規程は、平成17年9月29日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学職員災害補償規程の規定は、同年7月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 この法人規程の適用日前に発生した業務上等の災害に係る障害補償額については、なお従前の例による。

附 則（平18.3.23法人規程12号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.22法人規程22号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条第 2 項関係 )

障害補償額

障害等級	障害補償額	
	業務上災害	通勤災害
第 1 級	1, 5 4 0 万円	9 7 5 万円
第 2 級	1, 5 0 0 万円	9 4 0 万円
第 3 級	1, 4 6 0 万円	9 0 5 万円
第 4 級	8 7 5 万円	5 5 0 万円
第 5 級	7 4 5 万円	4 7 0 万円
第 6 級	6 1 5 万円	3 9 0 万円
第 7 級	4 8 5 万円	3 1 0 万円
第 8 級	3 2 0 万円	1 9 5 万円
第 9 級	2 5 0 万円	1 5 5 万円
第 1 0 級	1 9 5 万円	1 2 0 万円
第 1 1 級	1 4 5 万円	9 0 万円
第 1 2 級	1 0 5 万円	6 5 万円
第 1 3 級	7 5 万円	4 5 万円
第 1 4 級	4 5 万円	3 0 万円

別表第 2 ( 第 3 条第 3 項関係 )

遺族補償額

	遺族補償額	
	業務上災害	通勤災害
死 亡	1, 8 6 0 万円	1, 1 3 0 万円